

第 1143 回 高知市教育委員会 2 月定例会 議事録

1 開催日 平成 27 年 2 月 26 日 (木)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 2 号 平成 27 年 3 月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案
に対する意見について

日程第 3 市教委第 3 号 第二次高知市子ども読書活動推進計画の策定について

日程第 4 市教委第 4 号 平成 27 年度教育委員会の機構について

日程第 5 市教委第 5 号 高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について

4 報告

○新図書館等複合施設スケジュールについて

○「平成 26 年 (行ウ) 第 2 号 非公開決定の取消請求事件」の判決について

○高知市立中学校生徒の問題行動について

5 出席者

(1) 委員

1 番委員長	谷 智 子
2 番委員	山 本 和 正
3 番委員	西 森 やよい
4 番委員	野 並 誠 二
5 番委員	松 原 和 廣

(2) 事務局

教育次長	森 田 洋 介
教育次長	土 居 英 一
教育政策課長	高 岡 幸 史
学校教育課長	野 村 能 教
人権・子ども支援課長	中 田 正 康
人権・子ども支援課生徒指導対策監	横 田 隆
市民図書館長 (参事)	貞 廣 岳 士
市民図書館新図書館建設担当副参事	池 上 哲 夫
市民図書館副館長	依 光 桃 子
教育政策課長補佐	宮 田 小 町
教育政策課総務担当係長	吉 本 忠 邦
教育政策課主任	横 田 由 紀 子

- 1 平成 27 年 2 月 26 日（木） 午後 4 時 15 分～午後 6 時 10 分
（たかじょう庁舎 5 階北会議室）

2 議事内容

開会 午後 4 時 15 分

谷委員長

ただいまから、第 1143 回高知市教育委員会 2 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、松原教育長お願いいたします。

松原教育長

はい。

谷委員長

それでは、議案審議に移ります。日程第 2 市教委第 2 号「平成 27 年 3 月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」を議題とします。

事務局から一括して説明後、それぞれの内容について質疑を行いたいと思います。事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課の高岡でございます。

お手元の資料、高知市教育委員会 2 月定例会の議案の別紙資料を、ご覧いただけますでしょうか。少し長くなりますがよろしくお願いいたします。

今議会に提案予定の議案は、平成 26 年度 3 月補正予算議案 21 件、平成 27 年度一般会計当初予算議案、予算外議案 16 件となっております。

それでは資料の 1 ページから順次説明をさせていただきます。3 月補正予算議案でございます。

予算議案(1)から(3)の事業につきましては、あわせてご説明をいたします。

これらの事業は、平成 26 年 11 月に公布されました「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、創設されました地域住民生活等緊急支援のための交付金の地方創生先行型を活用して行うものでございます。

はじめに、特色ある学校づくり・地域連携推進事業費でございます。内容につきましては、特色ある教育活動に積極的、意欲的に取り組む学校、また地域との連携や外部人材を活用するなど幅広く具体的に取り組む学校に対して、審査会での審査を経て、100 万円を上限として事業費を配当するもので、補正額 202 万 2 千円で実施するものでございます。

次に、土佐山志育成事業費と土佐山英語教育推進事業費で、両事業とも、平成 27 年 4 月に開校予定の土佐山学舎において実施を予定しております。

土佐山志育成事業につきましては、保護者や地域住民、有識者等を志サポーターとして配置をし、教職員との連携により、様々な児童・生徒支援を行うもので、補正額につきましては 50 万円、英語教育推進事業費につきましては、外国語指導員を配置し、土佐山学舎とも連携しながら英語を使って表現する時間を設け、物事を世界的な視野で捉え、たくさんの人とつながり、自己を豊かに表現できる生徒の育成をめざすもので、補正額 400 万円でそれぞれ実施をするものでございます。

次に(4)の要保護・準要保護児童対策費でございます。この事業は、経済的な理由から、就学困難な児童・生徒に対し、学用品費や学校給食費などを支給し、就学援助を行うものでございます。

本年度当初には、小学生では、約4,500人からの申請があると見込んでおりましたが、12月末現在の受給者数が4,181人、今後の新規申請分を見込みましても、当初想定よりも約200人程度の減少が見込まれるため、800万円の減額補正を行うものでございます。

次に、(5)の防災機能強化事業費でございます。事業の内容につきましては、震災後の津波発生時に長浜小学校の児童及び地域住民が、北舎屋上に避難できるように、屋上への外部避難階段及び屋上フェンスの設置工事を補正額4,800万円を実施をするものでございます。

次に、(6)の土佐山小中学校グラウンド整備事業でございます。資料7ページに、グラウンド整備事業についての資料を添付しておりますので、参考にいただきながら説明をさせていただきます。

土佐山小中学校のグラウンド整備につきましては、平成26年度当初予算で、測量設計及び整備工事を予定しておりましたが、当初の計画では、グラウンド基準面積3,600㎡に対して、2,160㎡の整備にとどまり、基準面積を充足していないこと、また平成26年4月の法改正によりまして、グラウンド整備事業が、過疎対策事業債の対象となったことなど、総合的に判断をいたしまして、グラウンド面積を拡張し、基準面積3,600㎡を充足する計画に変更したものでございます。

このことにより、工事費の増額や期間の延長等が見込まれることから、平成26年度予算における工事費を減額補正し、改めて平成27年度当初予算に計上をするものでございます。

次に、(7)、(8)の再生可能エネルギー等導入事業費でございます。資料2ページをお開きください。

内容につきましては、高知県再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金を活用し、高知商業高校及び春野文化ホールに太陽光発電設備及び蓄電池を設置するものでございます。

今年度当初予算におきまして、それぞれ2,057万2千円を計上しておりましたが、平成26年11月に行いました入札が不調となったことから、事業費の再計算を行い、不足分につきまして、高知商業高校で450万円、春野文化ホールで300万円の増額補正を行うものでございます。

次に、(9)の新図書館等複合施設建設事業費でございます。本事業につきましては、平成25年度から平成28年度までの4年間の継続費として、事業を実施しております。

今回の継続費補正につきましては、新たに国の通知による耐震天井対策の追加及び地中埋設物の処理等の発生に伴い、工事費の増加額と工期の延長に伴う事業年度の継続費の補正を計上するものでございます。

継続費補正の内容としましては、当初の事業年度を1年間延長し、平成29年度までとし、また、総事業費につきましては、79億900万円を、81億8,300万円へ2億7,400万円を増額補正する内容となっております。

次に(10)、(11)の愛活推進事業でございます。この事業は1ページの(1)から(3)と同じく、地方創生先行型対象事業となっております。

内容につきましては、青年の出会いや愛を育てるための愛活、婚活の場として、青年センターを拠点化し、愛活企業に認証制度、愛活パスポートの発行、25歳の愛活成人式といった事業を通じて、若いカップルを応援し、結果として出生数の増加を目指すもので、補正額379万4千円で実施するものでございます。

また、青少年育成協議会が、小学校区ごとに設置されておりますことから、それぞれの校区で、愛活の一環として、サークル活動を立ち上げ、青年センターへの登録をサポートする活動を担っていただき、補正額100万円で、助成制度を創設してまいります。

次に、(12)から(15)についてご説明いたします。

総合運動場施設整備事業費及び東部総合運動場施設整備事業費につきましては、平成26年度当初予算におきまして、それぞれ市単独事業として計上しておりましたが、新たな国交付金制度が充

当可能となったことから、対象事業について減額補正をし、改めて補正予算を計上するものでございます。なお、事業内容等につきましては、変更はございません。

次に(16)から(20)の財源組替について、一括してご説明をいたします。資料の3ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

財源組替の内容につきましては、過疎対策事業債のソフト事業対象の限度額が増えたことにより、土佐山、鏡地区で実施される事業について、一般財源からの財源組替を行うものでございます。なお、この事業につきましても、内容等につきまして変更はございません。

次に、(21)の繰越明許費の設定についてでございます。地方自治法第213条の規定により、平成26年度内に事業が完了できない事業につきまして、平成27年度に繰り越す予算の上限額を設定することについて、議会の承認をいただくものでございます。

内訳は、地方創生先行型対象事業5事業を含む19事業で、合計3億9,701万7千円について繰越明許費の設定を行うものでございます。平成26年度3月補正予算の説明は以上でございます。

続きまして、平成27年度の一般会計当初予算案についてご説明をいたします。資料8ページをお開きいただけますでしょうか。

平成27年度の予算の概要をご覧くださいながら、新規事業中心にご説明をいたします。

平成27年度当初予算編成につきましては、歳入面では、市税を中心に引き続き厳しい状況となることが想定される一方で、歳出面におきましても、公債費の高止まりや扶助費の増加が続き一定の収支不足が見込まれているところでございます。

平成27年度教育費予算につきましては、一番下の合計欄に教育費総額を記載しておりますが、最終的には、総額126億3,669万3千円でございます。

前年度と比較いたしますと、金額で19億1,678万円、率で17.9%の増加となっております。予算増加の理由としましては、小・中学校の耐震化工事及び新図書館等複合施設建設事業費の増額が、主な要因となっております。

それでは、新規事業につきましてご説明いたします。

区分2の小学校費でございます。朝倉第二小学校屋内運動場改築事業費、土佐山小中学校グラウンド整備事業、防災機能強化事業費を計上いたしております。

内容につきましては、朝倉第二小学校屋内運動場改築事業費は、平成27年度からの2か年の継続事業で、屋内運動場の改築工事を実施するもの、土佐山小中学校グラウンド整備事業は、土佐山学舎のグラウンド整備を実施するものでございます。

また、防災機能強化事業は、学校の窓ガラスや外壁などの非構造部材について、改修を行うものでございます。なお、防災機能強化事業は、中学校においても実施を予定しております。

次に、4の高等学校費でございます。新規事業として、武道場耐震補強整備事業費を計上しております。内容につきましては、耐震性の不足しております高知商業高校の武道館について、耐震補強工事を行うものでございます。

次に、7の社会教育費でございます。新規事業として、社会教育総務費に五台山へんろ道史跡調査事業費、筆山文化会館耐震診断事業費を計上しております。

内容につきましては、五台山へんろ道史跡調査事業は、四国88か所霊場と遍路道の世界遺産登録に向けた取組として、竹林寺とその周辺の遍路道を国史跡としての指定に向け、測量調査を行うものでございます。

筆山文化会館耐震診断事業は、筆山文化会館について、耐震診断を実施するものでございます。新規事業の説明は以上でございます。

次に、平成27年度高知市当初予算の重点施策の概要につきまして、ご説明いたします。資料の9ページをお願いいたします。

はじめに、「学力向上対策」でございます。

これまでも学力向上に向けた様々な取組を実施してきたところではありますが、平成27年度は、特に市内小・中学校への補助員等の配置を充実させ、授業補助や放課後の学習指導等の支援を行うことで、学習習慣の定着と学力向上を図りたいと考えております。

具体的な事業やその内容ですが、まず、3の平成27年度事業費の(1)にあります放課後学び場づくり推進事業につきましては、4の事業概要及び平成27年度の事業内容の(1)に記載をしております。

この事業は、終業後自主的に学習したい児童・生徒が予習や復習などを行うことができるよう、学習支援を行ったり、学習内容の定着を図りたい児童・生徒指導に対し、加力指導を行うもので、37名の支援員の配置を予定しております。

また、3の(2)の中学校学習習慣確立推進事業は、4の(2)のとおり授業補助において、教員補助の役割を担うとともに、児童生徒にあった教材の提供等を行うもので、3の(3)の学校図書館支援員配置事業は4の(3)のとおり読書活動の活性化や学校図書館の整備を行うためのもので、ともに事業効果が大きいと判断をし、平成27年度も継続することとし、中学校学習習慣確立推進事業は16名、学校図書館支援員配置事業は53名と平成26年度と同規模の補助員等の配置を予定しております。

続きまして10ページをご覧ください。

「中学校給食施設整備等調査事業費」でございます。4の事業概要及び平成27年度の事業内容をご覧ください。高知市中学校給食実施検討委員会からの報告を受けまして、中学校給食の実施に伴い必要となる給食センター整備の準備を行うものです。

平成27年度の事業といたしましては、①にありますように中学校給食を実施するための施設について、食育や防災機能を考慮した基本構想策定を行うとともに、②にありますように、基本構想の内容を踏まえた建設候補地選定のため、調査や測量などこれらに要する費用700万円を計上しております。

これらの事業実施により、早期の建設候補地の選定に努め、その後、用地取得やセンター建設の基本・実施設計及び工事を経て平成30年度中の中学校給食の開始をめざしたいと考えております。

次に、11ページをお願いいたします。「小・中学校の耐震化対策」についてでございます。4の事業概要及び平成27年度の事業内容をご覧ください。

平成27年度は、①といたしまして、昨年10月に着工しました江陽小学校屋内運動場の改築事業を継続事業として実施するもので、平成27年度当初は3億7,500万円を計上しております。

また、②といたしまして、老朽化等に伴い、改築に向け、設計業務を進めてまいりました朝倉第二小学校屋内運動場の改築事業費を平成27年度から平成28年度の継続事業として実施をいたします。平成27年度当初は、1億9,100万円を計上しております。

次に、③といたしまして泉野小学校など小学校3棟の屋内運動場の耐震補強設計や鴨田小学校旧屋内運動場の解体設計を行います。

また、横浜小学校屋内運動場につきましては、老朽化等により改築することとし、平成27年度は改築に向けた設計業務に着手してまいります。

最後に④の耐震補強整備につきましては、旭小学校屋内運動場をはじめ、屋内運動場7棟と技術棟3棟について実施をいたします。

これらの事業を進めることにより、今年度の見込みで、84.5%の耐震化率を平成27年度末には94.8%まで引き上げたいと考えております。

続きまして12ページをご覧ください。

「新図書館等複合施設建設事業」について申し上げます。本事業につきましては、昨年7月に建築主体工事を着工し、その後も設備工事等の手続を進めてまいりました。

今回、国の通知に基づき、施設の天井等落下防止対策を新たに施工すること等に伴い、事業費の増額と工期の延長が必要となりましたことから、継続費の変更をすることにしております。

現在のところ、平成28年12月に竣工、その後、備品搬入や引越しを行い、平成29年7月頃の開館をめざして取り組んでおります。

また、新図書館等複合施設整備事業の工期延長に伴う新庁舎建設スケジュールへの影響、新庁舎建設に伴う騒音、振動等の影響が想定されることから、来年の春には市民図書館本館、点字図書館を解体するとともに、新図書館等複合施設の西側敷地に仮設図書館を設置して、そこで両館のサービスを提供していきたいと考えております。

なお、平成27年度の継続費につきましては、3にございますように、継続する建設主体工事の他、こども科学館（仮称）展示物制作業務の発注や遊歩道整備工事など、29億1,300万円を計上しております。

重点施策の説明は、以上でございます。

それでは資料4ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算外議案の条例議案についてご説明をいたします。

初めに、(1)高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定議案でございます。

資料13から16ページに条例案の添付をしておりますので参考にしていただきながら説明をさせていただきます。内容につきましては、平成25年9月に施行されましたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、本市におけるいじめ防止等に係る3つの機関を、地方自治法の規定に基づき教育委員会の附属機関として位置付けるための条例を制定するものでございます。

また、平成26年4月に制定しました高知市いじめ防止等対策委員会条例につきましては、いじめ防止等の対策を総合的に推進するために廃止をし、本条例中に併せて規定することといたしました。なお、条例の廃止につきましては、本条例の附則の中で規定することとしております。

資料4ページに戻りまして、次に、(2)高知市立小・中学校の今後の在り方に関する検討委員会条例制定議案でございます。17ページ、18ページの条例案を参考にしていただきながら説明させていただきます。

この条例につきましては、新たに制定するもので、学識経験者、保護者、地域、学校及び本市関係者による委員会を附属機関として設置をし、小・中学校の通学区域の在り方に関する事項など、本市における市立小・中学校の今後の在り方につきまして、幅広く検討していくことを目的とし、条例の制定を行うものでございます。

資料4ページに戻りまして、次に(3)から(8)について、一括してご説明をいたします。

19ページから31ページの条例案及び新旧対照表も参考にしていただきながら、説明させていただきます。

当件すべてが、全庁的な審議会等の見直しに伴い、既存の委員会等を地方自治法に基づく附属機関として位置付けるために、条例を制定するものあるいは根拠条例の一部を改正するものでございます。

なお、(6)高知市教育支援委員会条例制定議案につきましては、高知市教育支援委員会を附属機関として位置付けることと併せて、就学後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、委員会の名称の変更が適切であるとの国の提言によりまして、高知市就学支援委員会からの名称の変更につきましても行うものでございます。

また、(8)高知市春野郷土資料館条例の一部を改正する条例議案につきましては、高知市春野郷土資料館運営協議会を附属機関と位置付けることと併せて、市民の利便性向上のため、春野郷土資料館の開館時間と休館日の変更につきましても、改正するものでございます。

資料5ページをお願いいたします。

次に、(9)土地取得議案でございます。32 ページに議案を添付しておりますので、参考にしていただきながら説明をさせていただきます。

本件は、春野中学校の校舎及びグラウンド用地の一部として借地しておりました7,386.68㎡を2,142万2千円以内で買い取るものでございます。なお、借地の解消に向けては、3年ごとの契約更新時などに売却の意思確認を行うなど努めてまいりたいと考えております。

次に、資料5ページから6ページをご覧くださいでしょうか。(10)から(14)の高知市立泉野小学校南舎耐震補強工事請負契約締結議案ほか4件の請負契約締結議案につきまして、一括して説明をさせていただきます。

33ページから37ページに入札経過表を添付しておりますので参考にしていただければと思います。

高知市立泉野小学校南舎耐震補強工事請負契約締結議案ほか4件の耐震補強工事につきましては、本年2月6日に郵便入札方式による一般競争入札を実施いたしました。その結果、泉野小学校につきましては、大旺新洋株式会社高知建築本店と、2億4,354万円で請負契約の締結を行うものでございます。また、同日に入札が行われました第四小学校東舎耐震補強工事ほか3件につきましても、それぞれ記載をしております落札業者に決定し、併せて請負契約の締結を行うものでございます。

今後のスケジュールでございますが、今議会で議決をいただいた後に、工事に着手をいたしまして、平成27年11月までに完了する予定でございます。

資料6ページに戻りまして、次に、(15)のこども科学館（仮称）展示製作等業務委託契約締結議案でございます。

38ページに議案概要を添付しておりますので、参考にしていただければと思います。高知市と高知県が共同で行う新図書館等複合施設に係る整備事業のうち、（仮称）こども科学館の展示物の製作、設置について、高知県に事業委託を行うものでございます。

この業務は、平成25年8月に策定した実施設計に基づいて展示物の製作、設置業務を発注するものであり、製造の請負契約として議会に承認をいただくものでございます。

県市間の契約額は、2億4,997万6千円で、契約後は高知県にて入札手続を行い、展示物の構造製作や映像等の製作を進めたいと考えております。

（仮称）こども科学館の竣工は、平成28年12月を予定しております。複合施設の引渡しを受けた後に、現場への展示物の設置工事を行い、平成29年7月頃をめざしているところでございます。

資料6ページに戻りまして、最後に、(16)の新図書館等複合施設整備業務委託契約の一部変更議案でございます。39ページに議案説明資料を添付しておりますので参考にしていただければと思います。

高知市と高知県が共同で行う新図書館等複合施設に係る各種工事等につきましては、新図書館等複合施設整備業務として高知県に事業委託をしております。

本議案は、新たに耐震天井対策の追加及び地中埋設物の処理等を行う必要が生じたことから契約額の増額変更を行う必要が生じたので、議会に承認をいただくものでございます。

このことによりまして、県市間の新図書館等複合施設整備業務委託契約の契約額を、61億6,142万3千円から2億7,240万4千円増額し、64億3,382万7千円に変更する一部変更議案を提出するものでございます。

今回の耐震天井対策等を行うことにより、工期は4か月程度遅れまして、竣工は平成28年8月から12月となり、建物の引渡しを受けた後に、両図書館の引越しや科学館の展示工事を行い、平成29年7月頃の開館をめざしているところでございます。私からの説明は以上です。

谷委員長

ありがとうございました。この件に関して質疑等はありませんか。

高知市立小・中学校の今後の在り方に関する検討委員会の条例制定議案ですけれど、これは非常に大事なことになると思います。通学路一つをとってもいろいろな思いの人がいるし、それをやはり改革していかないといけないと思いますし、また小・中一貫教育校なども出てきていますから、そういった視点なども織り込んでいくような可能性もあるかもしれませんし、いろいろな面でこの検討委員会はすごく大事だと思うので、いつ頃、どうやって行かうかというのは、もう大体目途は立っているのでしょうか。

学校教育課長

学校教育課の野村です。所掌事項に二つ挙げておりまして、小・中学校の通学区域の在り方に関する事項ということ載せていただいています。

これまで、少し内部では検討をしてきたところですが、外部の方の学識経験者、保護者、教育関係者等に委員に入っていて、来年度できるだけ早い時期に立ち上げて、このことについて調査及び審議を行いたいと考えております。

谷委員長

委員の選定も重要ですし、いろいろなところで、意見をもらいながらやっていかないといけないですし、あまり拙速すぎてもいけないと思いますので、是非またその点よろしくお願いします。

その他にありませんか。よろしいでしょうか。

委員一同

_____ 【は い】 _____

谷委員長

それでは、教育委員会として、市長に申し上げるものについては、いかがいたしましょうか。

委員一同

_____ 【な し】 _____

谷委員長

特になければ、お諮りいたします。市教委第2号「平成27年3月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」は、『特段意見はなし』と決することにご異議ありませんか。

委員一同

_____ 【異 議 な し】 _____

谷委員長

はい、異議なしと認めます。よって市教委第2号は、そのように決しました。

次に、日程第3 市教委第3号「第二次高知市子ども読書活動推進計画の策定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

市民図書館副館長

はい。市民図書館の依光と申します。よろしくお願いいたします。

資料ですけれども、第二次高知市子ども読書活動推進計画の策定についてというA4の裏表の1枚ものとなっておりますけれども、そちらをご覧ください。この資料についてご説明いたします。

まず、1番目の策定についてですけれども、今年度の策定ということで、1年間検討してまいりました。

計画の見直しは、平成27年から平成31年度までの5か年となっております。外部の委員さんによります検討委員会と内部のワーキンググループによります策定委員会で、1年間検討してまいりました。

2番目ですけれども、第一次計画からの主な変更点は、人材の育成と連携というところに重点を置いているということ、それから子どもだけが本を読んでいくというよりも、大人の世代への啓発が大切であるということ、いろいろな本を読んでいる姿を見せるということ、それから、一次

計画の方は、障害を持つ子どもたちへ対してということではあったのですが、もう少し広くして、特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりの特性に応じた配慮ということ全体を載せております。それともう一つは、新図書館の基本計画に則った施策となっております。

3番目ですけれども、案ができましたので、去年の12月16日から1か月間パブリックコメントにかけました。その結果、2件3項目のご意見をいただいております。

内容をかいつまんで申しますと、1番目は、子どもを楽しく読書に向かわせるための仕掛けとしてのビブリオバトルの実施を計画に入れて欲しい。

2番目が、学校図書館に学校司書を正規の職員として配置して欲しい。

3番目が、困難な状況にある子どもたちに十分な手立てということを入れて欲しい。

この主な意見を3ついただきまして、内容に、修正というよりか、その部分ももう少し手厚く盛り込むというかたちで、その表にありますように文言を書き加えております。

それでは、裏面に移ります。推進計画の体系ですけれども、これは第一次計画と変更はありません。

基本目標を「生きる力を育てる読書のまち・こうち」としまして、その施策の方向性として、読書環境の整備、読書に関わる人材の育成と充実、広報啓発活動の推進とし、それを3番目になりますけれども、どういう場所で行っていくかということと言いますと、家庭・地域それから幼稚園・保育所に行っている子ども、また学校、そして図書館という4つの場において行っていくことでの体系になっております。

それを実現するためには、関係機関との連携や協力体制の整備、地域との協力による推進、広報啓発活動の推進、そして財政上の支出ということになっております。

そして、スケジュールとして、1年間のスケジュールを載せておりますけれども、今、一番下の一番右の2月26日の教育委員会に提出というところになっております。簡単ですけれども以上で説明とさせていただきます。

谷委員長

はい。この件について質疑等ございませんか。

山本委員

一つよろしいですか。主な変更点の中の2番の大人世代への啓発とありますけれども、具体的にどのようなことを考えているのか、あれば教えていただきたいと思えます。

市民図書館副館長

計画の場所で言いますと、8ページからの幼稚園、保育所等というところに載せていますが、例えば、9ページの具体的な方策のウで、保護者等が迎えに来たときに、いつでも一緒に本を楽しむように書架の配置を工夫するであるとか、(3)の保護者等へ読書活動への働きかけの具体的な方策の中で、保護者会等への研修、それから、下から4行目くらいですけれども、保護者等を通して家庭で子どもと一緒に本を読むことや読み聞かせを行っていくことの大切さを伝えるとともに、本の紹介や読み聞かせの訪問についてのアドバイスを行うというような事を書いております。

この中でいきますとどうしても、子どもを通じて、子どもへの働きかけということにいきますけれども、認識として大人世代への配慮が大切だということも5ページに載せています。

5ページに「また、保護者や周りの大人たちが読書の意義や大切さについて正しい認識を持つことに加え、実際に読書に親しむ姿を見せることが、子どもに与える影響は小さくない。大人世代に対しても、生涯にわたる読書の大切さを広報し、啓発していくことが重要である。」という文言を盛り込んでおります。

谷委員長

いかがでしょうか。

野並委員

このビブリオバトルというのは、現場ではもう単語として成立しているのですか。

市民図書館副館長

割と新しい取組で、まだ、市内の学校ではしてなかったと思いますけれども、ビブリオバトルやる全国的な組織ができていまして、どちらかという固有名詞というか、そういうような登録をしている名称になります。

元々は、大学生のゼミから始まったもので、例えば、それには読書グループを作ってお互いに本の紹介し合い、誰の本が一番読みやすかったかという、そのチャンピオンになる本を決めるという、そのようなイベントで、県外では、図書館であったり大きな書店が主催をしてやったりはしています。

市民図書館でも、脚注を入れて、どう読むかということ誘導しています。

野並委員

そうすると、学童には少し難し過ぎませんか。

市民図書館副館長

実際に、香美市でやっております。小学生には、小学生なりのやり方があるということで、子どもたちが、この本のこういうことが好きであるという議論等をする中で、プレゼンテーション能力も高めるといものになっています。

計画の中の18ページに、※印でビブリオバトルの意味の索引をしています。

野並委員

ありがとうございます。

西森委員

二点あります。前回もお聞きしたのですが、今回検討委員会というところで、計画を作られたと思いますが、その後、フォローアップ委員会のようなものは組織される予定ですかというのが一点です。あと、もう一点が、ここで出てくる幼稚園、保育所とっているものについては、市立の幼稚園と保育所ですか。というのも、先ほどの保護者との関わりのことについても、具体的にどういう働きかけをするのかというつながりがよく見えません。例えば各所にポスター、チラシを配って、親に働きかけをしてくださいということだけでは、何の役にも立たないと思うので、どのようなことを考えておられるのか教えていただきたいです。

市民図書館副館長

まず、検討委員会につきましてはですけども、この計画が、5年間になりますけれども、検討委員会をそのまま継続するという事は考えてなくて、策定委員になってもらった各関連課の中で、毎年度、振り返りを利用して行って、進捗状況を管理していくように考えております。

市民図書館長

保育園、幼稚園につきましては、園長会というのがございます。そういったところを通じまして、市立保育所だけでなく、民間の園長会というのもございますので、そういう機会もとらえながら、啓発するということもあるのではないかと考えていますので、検討していきます。

西森委員

はい、よろしくお願いします。

谷委員長

よろしくお願いします。その他にはございませんか。よろしいでしょうか。

この計画が最終のものということですか。

市民図書館副館長

できあがりしましたのが、これになります。

松原教育長

これは、市民に対して、例えば、高知市の教育委員会として、高知市の子ども読書活動推進計画として、一定、方針として出されるわけだろうと思います。

私が、すごく気になっている問題は、学校司書です。

司書教諭は、法で決まっているので、それはそれでいいのですが、学校司書となると、なかなか配置そのものが、法的な裏付けもない中で、ここで配置を検討していくという形になっているわけだから、相当前向きな表現になっています。

今、司書まではいかなくても、臨時で図書館支援員をなんとか配置しているという状況です。それで、この計画では司書の配置を検討していくということだが、この計画は何年ですか。

市民図書館副館長

計画は、平成27年から5年間です。

学校図書館法というのを26ページ、27ページに載せているのですが、27ページの一番下に載っていますけれども、学校司書については、国もまだ検討をしているところです。ですから、国の動向を見ながらということになるかと思っています。

松原教育長

国が、法の中に入れてもらって、定数の中に入れてもらって、しっかり配置してくれればいいのですが、要は今の段階では、国の方はおそらく、まだ司書教諭も配置してないという状況です。法律は、学校図書館法第5条の中で、司書教諭を置くということになっています。おそらく10人学級以上では置くということになっているが、それは、一般の学級担任もやりながら、そういう中で司書教諭のような担当者を置くということになっているわけです。そういうことで、学校司書という観念が、学校現場は、なかなか今の段階ではないのではないかという感じがすごくします。

市民図書館副館長

学校図書館法が、今回4月に改正される中で、学校司書という文言が初めて出てきました。

松原教育長

そうです。これらについて、国、県の方に要望するという表現ではいけませんか。検討していくという表現になっているので、すごく前向きな表現なので、そこを心配しています。

谷委員長

配置について、要望していくという表現が私もいいと思います。

司書教員も配置されているものの、単独配置ではないし、そういう要望は、いつも出てきています。そのような中で、学校司書を検討していきますと言うとすごく大きく踏み込んだ表現になるかもしれません。

松原教育長

これも、パブリックコメントの中でも出てきた問題ですか。

市民図書館副館長

パブリックコメントの中でも出てきました。

谷委員長

「学校司書を正規の職員として配置している。」とありますが、これは司書教諭のことではないですよ。

市民図書館副館長

はい、図書館支援員が1年間で終わりますので、もっと継続して、安定して、指導して欲しいということがパブリックコメントの中で出てきました。

松原教育長

それは、今は、相当改善はされてきていますか。

土居教育次長

はい。まず図書館支援員につきましては、間が空かないようにとか、雇用の状況は改善していています。一方、司書となると、資格が必要となってまいります。

松原教育長

免許の保有率は、今どのくらいになっていますか。

土居教育次長

司書教諭ですか。

松原教育長

いえ、図書館支援員についてです。

学校教育課長

図書館支援員の中で司書の資格を持っている人は少ないです。

松原教育長

少ないですか。

学校教育課長

はい。

市民図書館長

先ほどのお話につきましては、策定委員会から指摘があったというところがありますが、国の動向を見極めないといけないのはもちろんのこと、財源的な話もありますので、文言を修正すれば、司書教諭、学校支援員又は学校司書の配置について総合的に検討していくという表現がどうかと思います。学校司書も資格の有無もありますので、まず学校司書に限った形ではなくて、総合的な配置を国に要望していますので、また図書館支援員と学校司書の役割が重なる部分がありますので、そういった配置について総合的に検討していくという表現であればいいと思います。

今現在、図書館支援員は置いていますが、ちょっと前向きに捉えて、司書教諭も、図書館支援員も学校司書も総合的に考えなければいけないと思いますので、そういった文言に変更してはどうかとは思っています。

山本委員

それがいいと思います。

谷委員長

それでは、その方向で変更しますか。

松原教育長

将来的には恐らく検討しないといけないような問題だと思います。

谷委員長

司書教員が単独配置になったら何ら問題がないわけです。司書教諭が、結局、学校図書館にずっといて、司書としての本来の役割を果たしていくということになれば、この学校司書というのと同じことになるのではないですか。学校司書がないといけないのですか。

市民図書館副館長

司書教諭は文字どおり、授業を持っています。

谷委員長

司書教諭が担任とかのいろいろな役割を持っているので、司書教諭を学校に配置することという規定があって、配置は見事になっているが、その役割を担っていない現状があると思います。その改善が必要になるとは思います。

松原教育長

だから、司書教諭だったら、あくまで教諭なので、図書館を利用してのいろいろな授業はできたとしても、どうしても図書館の整理をすることや、いろいろな形で図書館運営をするということはない。だから、今の図書館支援員のような形で仕事をしていくということになると思います。

谷委員長

皆さんの意見を聞いてみましたら、学校司書、司書教諭、図書館支援員そういったものも、それから国の動向の情報を収集して、総合的に検討していくということでしょうか。そのような人を配置することは、とても大事なことだと思います。

西森委員

正直なところ、このところは分らないです。今、委員長が言われたように、これは絶対マイナスになる要素はないと思います。

特に、子どもたちが興味を持ったことについて、図書館に行けば参考になるものがあるのではと言って、親が送り出すことができ、その子どもに対して、これが読みやすいと揃えてくれる人がいてくれたら、多分間違いなく読書の習慣に結びついていく。このことは、何一つデメリットがない素晴らしい話だと思います。ということは、これをやるべきであるということは、おそらく異論は無いだろうと思っています。支障になるのは、結局、人材の供給源の問題と予算の問題という気がします。それが、今、実情がどうなっていて、実現するのにどれぐらいの障害があるのかとか、市がそれをどれくらい真剣に取り組もうとしているのかといったことだと思います。今、全国でも注目の立派な図書館が建つわけで、高知市がいかにかそういう読書活動というか、学習活動に力を入れているかというのを全国にアピールするという場が待っているわけなので、予算が足りないということで、足が止まるのはすごく悲しいと思います。

松原教育長

確かにそう思います。

学校司書という言葉がなければかまわないと思います。学校司書に限定すると難しくなってしまうと思います。

市民図書館副館長

検討委員の強いご希望もあります。

西森委員

学校司書という言葉にはとらわれなくても、やはりある程度実現することができる内容のものだといと思います。図書館支援員であれば、もう少し実現しやすいのですか。

谷委員長

図書館支援員は配置されているが、司書の免許を持っている人が少ない状況です。司書の免許を持っていて、図書館支援員のようにきちんと図書館にいてということ望んでいるのでしょうか。

市民図書館副館長

最初、図書館支援員という言葉が入っていたのですが、そう書いてしまうと、現状を追認するようになるので、それはやめて欲しいという意見がありまして変更しました。

松原教育長

要は、国の教職員の負担法の中には、学校司書という言葉はありません。負担法であるとするならば、司書教諭です。司書教諭は、これもまだ法に規定があるだけで、実際に人を負担するための法律の中にはありません。

12学級以上の学校に司書教諭を置かねばならないということになっています。

谷委員長

12学級以上の学校には、必ず司書教諭を置いています。

松原教育長

ただ、この司書教諭は、あくまでも学級担任をやりながら、いろいろな教科を教えながら、ただ公務上の1つとして、司書教諭をやっています。だけど、現場サイドが一番欲しいのはそうではなくて、司書専門の教諭を欲しいと学校は言っています。

そうになると、司書専門の教諭が教職員の定数法の中に載ってこないといけないということになります。それ以外は、必要だったら市町村が、独自で配置をするというのが今の法のたてりです。だから学校司書という言葉を使ったら、市町村のレベルでは必要だったら独自で配置しなさいという形になっています。だから、高知市は、司書教諭は配置できないけれども、とりあえず今、図書館支援員をなんとか配置をしていこうという現状です。

西森委員

司書は確か、大学で課程があったと思いますが、高知ではどこで取れますか。

市民図書館副館長

高知には司書の資格が取れるところはないです。

西森委員

そうですか。

谷委員長

司書の免許は高知大では取れませんか。

市民図書館副館長

高知大では取れません。

松原教育長

だから、司書を入れるというのはなかなか大変です。

谷委員長

図書館支援員に取ってもらうのも難しいですね。

西森委員

成人した方が、通信教育とかで取れるとかいうシステムはないですか。

市民図書館長

通信教育で取ることは、スクーリングに行くとかインターネット授業とかいうことで可能です。高知にいても、図書館司書の方は取れます。

西森委員

取れるのですね。

松原教育長

学校司書という名称は、あるのですか。

土居教育次長

26 ページに司書教諭があって、27 ページに学校司書があります。

松原教育長

何に書いていますか。

谷委員長

学校図書館法の第6条に書いています。

市民図書館副館長

これは今年の4月から施行される法律の新しく加わったのが第6条ですので、一番下の附則の2番目に、その説明を書いています。

松原委員長

国が、地方交付税で予算を位置付けてくればいいのですが、それがなければなかなか難しいと思います。

市民図書館副館長

該当箇所がもう1つ、12ページになりますけれども、司書教諭の配置と人的充実の中の具体的な方策のもう1つ上の段落に、法律が改正されるので、配置について検討していくという文脈にはなっています。

松原教育長

配置について検討すると書いていますね。

市民図書館副館長

市だけでもやりますという文脈ではないと思います。

谷委員長

ここにも国の動向見ながら学校司書の配置を検討していくと書いています。

市民図書館副館長

国の動向を見ながらということですか。

谷委員長

できるだけのところを考えると、5年間かけて検討するということですか。

松原教育長

それでいいと思います。

谷委員長

では、そういう事で、そのままいくということですか。

松原教育長

そのままいきましょう。

谷委員長

はい。そのほかに質疑等はありませんか。

では、他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第3号「第二次高知市子ども読書活動推進計画の策定について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第3号は、原案のとおり決しました。

続いて、日程第4 市教委第4号「平成27年度教育委員会の機構について」及び日程第5 市教委第5号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」を議題とします。

この2件は、それぞれ同様の趣旨となっておりますので、一括して審議することとします。事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課の高岡です。「平成27年度教育委員会機構について」及び「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」をご説明いたします。

お手元の実施資料、「平成27年度教育委員会機構改革について（案）」というとじ込み資料をご覧くださいませでしょうか。

今回の機構改革の内容につきましては、教育環境支援課内に中学校給食推進室を設置し、併せて専任の職員である中学校給食推進室長、担当職員1名を配置するものでございます。

また、給食センターの整備を所管します教育政策課施設担当職員に、教育環境支援課との兼務発令を行うことによりまして、中学校給食実現に向け、ハード面及びソフト面の課題に対しまして、一体的に取り組み、できるだけ早期に全中学校に給食を実施できるよう、より機能的な組織を構築するため、機構改革を行うものでございます。

現時点で想定をしております主な業務につきましては、仮称ではございますが、中学校給食実務検討委員会の運営、教育政策課が主体で取り組みます給食センター整備についての連携、協議、給食方法、提供方法、アレルギー対応などの実施手法の検討、食育の推進、地産地消推進に向けた検討、給食実施予定校との連絡調整用務などを考えております。

次に、今回の機構改革に伴う「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」でございますが、議案書の7ページの方に新旧対照表を添付しております。

教育環境支援課内に中学校給食推進室の文言を加えることとしております。私からの説明は以上でございます。

谷委員長

はい。この件について質疑等はございませんか。

西森委員

他は班になっていると思いますが、室と班の違いと言ったらどのような違いですか。

教育政策課長

班長と室長は、階級としては同クラスで課長補佐級ということになります。学校教育関係の課につきましては、係制ではなくて、班制をとっております。

事務の場合は、係の上が室という取り扱いになります。課の下位に置く場合が、室の設置ということで、処遇等とも、そういう整理をしております。

西森委員

はい、分かりました。

松原教育長

基本的に、この室は、給食センターができたとしてもずっと残るというものではなくて、要は準備をするプロジェクトチームと考えていいのですか。

教育政策課長

はい。先ほど業務の内容でご説明いたしましたが、基本的に全中学校、中学校給食が実施されましたら、その時点で室としては業務がなくなると考えておりますので、廃止になると考えております。

谷委員長

よろしいでしょうか。では、採決に移ります。

市教委第4号「平成27年度教育委員会の機構について」及び市教委第5号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

谷委員長

はい、ご異議なしと認めます。よって市教委第4号及び市教委第5号は、原案のとおり決しました。

続いて、報告事項です。

「新図書館等複合施設スケジュールについて」、事務局から説明をお願いします。

市民図書館長

はい。市民図書館の貞廣です。「新図書館等複合施設スケジュール」というA3の資料に基づいて説明させていただきます。

まず、④の遊歩道等整備について説明をさせていただきます。上のスケジュールでは、平成27年度の5月から7月が第1期工事、平成28年度が第2期工事になっております。

平成27年度は、帯屋町のアーケードから新図書館に至る遊歩道を整備予定でございます。

2枚目のカラー刷り資料を見ていただけますでしょうか。下半分の右側の上ですけれども、②帯屋町アーケードより新図書館方向と書いていますけれども、こちらの方の整備を今年の5月、7月に予定しています。

併せまして隣の帯屋町チェントロというビルとその西棟のベーカリーカフェとその隣のビルも併せて整備していく事になっています。

平成28年度は、ひろめ市場から新図書館の方から順次整備を進めていきます。

それと、上の説明でございますけれども、多目的広場、遊歩道、エントランスロビーの一体的な利用ということで、多目的広場が真ん中にありますけれども、ここにベンチとかテーブル、椅子を置くことによって、図書館利用者や科学館利用者はもちろんのこと、日曜市に来られた方、ひろめ市場に来られた方を含めて、こちらの方で自由に飲食していただけるスペースと考えて、多目的にいろいろなことに使っていただけるということで考えております。

それと、エントランスロビー、図書館の1階ですけども、当初館外で考えておりましたけれども、自動販売機を置いて、同じように自由飲食ができるスペースということで考えております。

元に戻りまして、⑤の愛称等募集でございます。平成27年度5月からの事業ということで考えておまして、複合施設の愛称、それから、(仮称)こども科学館の正式名称、それから複合施設のシンボルマーク等を公募していきます。選考委員会で、最優秀賞、優秀賞等を選考ということで、それで選考して決定をしていきたいということで考えています。

あと、(仮称)こども科学館の正式名称は、選考委員会で選考終了後、教育委員会に諮ったあと、条例として議会に諮る予定でございます。

また、健康福祉部でございますが、新点字図書館の正式名称は、公募で実施せず、その所蔵資料や機能が分かりやすい名称を今後検討していく予定でございます。

次に、⑥の仮設市民図書館、そして点字図書館でございます。新図書館等複合施設建設工事の西の敷地、ひろめ市場から市道を隔てた道が、一部になりますけれども、そこにプレハブの仮設市民図書館、点字図書館を設置して、仮設市民図書館、点字図書館としてサービスを提供していく方向でございます。

具体的には、上の新図書館等複合施設スケジュールを見ていただいたらとも思いますけれども、来年の1月、3月に工事をして4月オープンの前定ということで、新図書館の開館まで仮設市民図書館、点字図書館で運営をしたいと考えております。

その理由は、新図書館解体工事の騒音等が、ある程度住環境の悪化が懸念されるということと、新図書館建設工事の費用、工期が延びることによって、工事費も増え、仮庁舎の費用なども継続して要るということで、総合的に判断をさせていただきました。

仮設図書館でサービスを提供することによって、当初4か月間、県立図書館、市民図書館本館が、休館ということを想定しましたが、これによりまして、規模は小さいながらも、同時に休館する期間というのが、短縮できるというメリットもございます。以上で説明終わります。

谷委員長

はい、この件に関して質疑等はありませんか。

山本委員

その図書館完成に向けて、時間がかかっている中で、県・市共同の図書館ということで職員の交流といいますか、連携というのは、今、十分できていますか。

市民図書館長

はい、今、県市の図書館の方において、それぞれの部会で、ルールを統一とかをやっております。

あとは、臨時休館中に、平成26年度については、研修で相互に行き来をしておまして、来年につきましても、市民図書館の職員が県立図書館に行って仕事するとか、交換研修といったことも少し考えております。

一緒に仕事をしますので、コミュニケーションはすごく大事だと思っています。

山本委員

オープンの際に、利用者の方に負担をかけないようにお願いしたいと思います。

松原教育長

こども科学館の名称のところで、教育委員会との関係ですが、例えば、選考委員会で、こども科学館の名前を1つだけ選定して、それを了承するような形になるのか、あるいは候補を2つ、3つ出してもらって、その中から教育委員会が選ぶような形になるのか、そこはどうなりますか。

市民図書館長

選考委員会の方で、最優秀、優秀というのが決まり、そこで順位付けがされるということで、今、検討はしています。

松原教育長

その順位付けであれば、最優秀をここが認めるといふか、承認するといふ形を取るのか、最優秀、優秀の中からもう1回ここで審議をするといふ形になるのか、そこを少し聞いておきたいと思います。

市民図書館長

検討して最終局面では、判断をしなければいけませんけれども、新聞報道もされて最優秀と認知されますので、教育委員会で承認をいただくことが一つには考えられます。

谷委員長

選考委員会で優秀なものを2点決めて、選考委員会の意向として、2点の優劣についての意見があってもかまわないと思いますが、例えば、そういう2点を出してもらって、この教育委員会で最終的にどちらかを最優秀にするとか、そういう方法もあると思います。

松原教育長

この教育委員会とは別に、選考委員会を立ち上げるわけだから、そこで最優秀、優秀という形で順位性に近いような形で決まり、教育委員会で承認してもらおうという考えがあると思いますが、教育委員会という意思決定の場がまた一つあるわけだから、教育委員会で決めるという考え方もあると思います。

参考までに、はりまや橋小学校の校名決定の場合、事前に何点か候補として出しておいて、教育委員会で論議をして、最終的にははりまや橋小学校に意思決定を教育委員会でしたと思います。

教育政策課長

今回のこども科学館は、正式名称になりますので、はりまや橋小学校の校名決定の場合と同じく条例議案になります。

松原教育長

条例議案であれば、基本的には、教育委員会が決めないといけないということになるわけですね。そしたら、2つ、3つ候補を出してもらって、その中から決めるのが、一番いいのではないですか。

森田教育次長

まだ詰めきれてないところもありましたので、今日のご意見を踏まえて、また整理をさせていただきます。

谷委員長

条例議案ということも、加味しながら、なおご検討をよろしくお願いします。

西森委員

遊歩道は、比較的他に比べると軽微な工事が、2期に分かれてあるようですが、遊歩道のオープンはいつ頃ですか。新図書館の開館と併せてオープンするのか、新図書館の開館前にオープンするのか教えていただきたいです。

市民図書館新図書館建設担当副参事

新図書館建設室の池上です。帯屋町チェントロとそれから関係するところは、もう今年の夏にはオープンする予定です。1期工事と書いてあるところですが、お店がオープンするところは、もう通れるようにしようとする予定です。新図書館のオープンの平成28年に併せて整理をしたいと言われていたところは、先に仕上げてしまうと壊されるおそれがあるので、側溝とか基本的な土台の工事をして、仕上げは全体的に全部が終わってから仕上げをするということで、地域の方にはお話をし、基本的にはそういう方向でご理解をいただいています。

西森委員

ありがとうございます。分かりました。

ベーカリーカフェは、もうオープンな情報だと思っていいのですか。

市民図書館新図書館建設担当副参事

そうですが、まだ、仮称になります。

西森委員

仮称ですか。図面には出ていますが、まだあまり外には言わないということですか。

市民図書館新図書館建設担当副参事

いえ、そういうものができるのはほぼ決まっていますが、名称として仮称になります。

西森委員

はい、分かりました。

谷委員長

よろしいですか。

西森委員

あと、科学館には入館料が発生すると思っていたのですが、科学館かプラネタリウムかどちらかに確か入館料が発生するとお聞きしていたのですが、これはいつ頃、どのようなプロセスで決める予定ですか。

市民図書館新図書館建設担当副参事

他県の科学館の状況などを踏まえまして、検討していくように考えています。

それで、今のところ、基本的な方向の考え方としては、入館料は無料、ただ、プラネタリウムは、若干の金額をいただくように考えています。

障害者や子どもの料金等も含めまして、料金を決めまして、最終的には条例で定めなければいけないといけませんので、教育委員会にお諮りし、ご意見いただいた後、条例に規定するという事になります。

西森委員

ありがとうございます。

谷委員長

それでは以上でよろしいでしょうか。

委員一同

【なし】

谷委員長

それでは次に、「平成26年（行ウ）第2号非公開決定の取消請求事件の判決について」を事務局から説明をお願いします。

人権・こども支援課長

人権・こども支援課の中田です。

お手元の「平成26年（行ウ）第2号 非公開決定の取消請求事件の判決への対応について」という左綴じ2枚ものとそれから判決文の写しをお手元の方に用意をさせていただいております。

今件の報告に関しましては、このA4の2枚ものを使いまして、概略をご報告したいと思っております。

まず、1の判決というところをご覧ください。高知市が平成25年1月29日付け及び平成26年1月31日付けでした行政情報一部公開決定の非公開とした学校名に係る部分を取り消し、学校名の公開決定をしなさいというのがこの件の判決でございます。

2の(1)の裁判の概要のところでございます。これまでも教育委員会にはご報告をしてまいった件ではございますが、原告からのいじめの認知件数の学校ごとの公開請求に対して、行政情報の一部公開決定としていじめの認知件数及び長期欠席及び長期欠席（不登校）等傾向の児童・生徒数、暴力行為の発生件数が学校ごと、学期ごとに記載をされた県教育委員会の調査の個表のうち学校名のみを非公開としたもの、この学校名のみを非公開として公開したわけですが、このことに対し原告が、すべての個票の学校名の公開を求めたことによるものでございます。

平成26年3月に提訴されまして平成27年1月30日に高知地方裁判所で上記の判決がございました。

(2)の判決の要旨ですが、争点としまして、1点目、2点目ということでもまとめております。

まず、(2)の争点の1というところにつきましてですが、これは高知市行政情報公開条例第9条2号についての該当性ということで、これは学校名を公開することで、特定の個人を識別することにつながるか、または個人の権利、利益を害することになるのかというところでございます。

この点におきまして、判決では、教育委員会の主張に一定の理解というのは示されております。

例えば、いじめが被害者に与える影響について、大きく受け止めなければいけない事項であり、特別の個人が識別された場合に与える影響についての考察は、傾聴に値するものであるというような一定の理解は示されているのですが、学校名やいじめの認知件数から個人を識別することができるとは言えないと結論付けております。また、個人の権利、利益を害する部分についても認められておりませんでした。

争点の2というところでございますが、この部分は、高知市行政情報公開条例第9条6号についての該当性で、これは今後、同種の調査の目的が達成できなくなると認めるに足りる合理的な理由又は事務等の遂行に著しい支障が生ずると認めるに足りる合理的な理由があるかどうか、ということでございます。

この点におきましても、判決では、学校名が公開されることになれば、いじめの認知件数に伴う悪影響を恐れて、いじめの認知に消極的になり、調査本来の目的が達成できなくなるという懸念を抱いていること自体は理解できることであると、一定の理解は示されておりますものの、合理的理由は示されていない、事務等に著しい支障が生ずるといったことを認めることは困難だと言わざるを得ないとして、この点につきましても教育委員会の主張は認められておりません。

3番のところですけれども、高知市教育委員会の判断といたしまして、この判決を精査いたしましたところ、これらの判決を覆すだけの反証を示すということは、現時点では非常に難しいと判断をいたしまして、告訴を行わないということといたしました。

そこにはお示ししておりませんが、今後の対応といたしましては、先ほど申しました争点1、2のところの懸念が全く払拭されたということではございませんので、今後、本件に関しまして懸念される問題が、公開することによって発生をするということになりましたら、その時点で十分に精査をした上で、教育委員会の対応を考えていきたいと考えております。

2枚目のところには、参考といたしまして、この本件裁判に関わる一連の経過というものをお示ししております。

平成25年1月15日に情報公開請求がありまして、約2年間の中でのことになっております。報告は以上でございます。

谷委員長

はい、この件について、質疑はありませんか。

西森委員

1点質問してよろしいでしょうか。

新聞報道もあった事案でございますけれど、なにか学校現場の方から、これに対する問い合わせですとか、懸念ですとか、そういったことは上がってきていますでしょうか。

人権・こども支援課長

人権・こども支援課の中田です。

今のところ取り立てて、学校からどうなるのかというようなことは、今のところ個別には入ってきておりませんが、明日、校長会がございますので、その場でも同じことを説明させていただきますので、その場で何らかの今後の影響等についてのご質問があるかとは考えております。

西森委員

ありがとうございます。

山本委員

これは、いじめのことだけについて、報告するということになりますか。というのは、県の記載の表に、長期欠席とか、不登校とか、暴力行為を取りまとめた表があり、その中にいじめも入っているとありますが、いじめの部分だけをという解釈でしょうか。

人権・こども支援課長

はい、本件裁判の対象になっております文書は、いじめ、不登校、暴力すべて入っているものの学校名だけを消したものが対象になっておまして、判決では、その学校名を公開しなさいということですので、公表が原告に対してそのままいじめ、暴力、不登校全て件数は出ていくという事です。

谷委員長

そしたら、結局、例えば、ある中学校は暴力行為がこんなにも、何件もあると言われるようなことになる場合もあるということですか。

人権・こども支援課長

そうです。県が学期ごとに調査をかけておりますこの個表がそのまま出るということになります。

松原教育長

そういうデータを集めて、例えば、学校の悪いランキングみたいなものを悪意で作る可能性があるということ、我々としては反対してきたけども、裁判所は、実際に被害があったわけではないので学校名を公開しなさいと言っています。

私は、被害を受けることがあれば、次からは公開しないということは言っていけるのではないかという判断を持っています。

山本委員

最初に、この方から話がきた時にはいじめだけの事柄だったと記憶していますが、その時に不登校とか、暴力といった内容を一緒に記載されていたものを公開するという事だったのですか。

人権・こども支援課長

これにつきましては、情報公開センターと何回もやり取りをさせていただきながら、現在ある文書を出すということが原則であるということで、学校名を消すということは、特定がされない。その中で他の部分を消すだけの理由が条例にないということで、学校名を消した県の個票を出したという経緯がございます。

谷委員長

そしたら、いじめについて公開するように言われて、いじめだけではなくて、不登校と暴力行為も全部書いたものを公開したということですか。

人権・子ども支援課長

全部ということではありませんが、情報公開センターとの確認の中では、いろいろ議論がありましたので、いじめのところだけ出したらいいい、あるいはいじめだけまとめて新たなものを作ったらいいいというような話も出たのですが、結果、すでにあるものを公開するというのが情報公開の原則ということで、高知市教育委員会が所有している本件にかかわる情報というのは、その個票だけしかありませんので、その個票について、先ほど申しましたような高知市行政情報公開条例に基づいた公開をしていかななくてはいけないので、学校名を隠すのであれば特定をされない、個人が特定されないわけだからということで、学校名だけ黒塗りしたものを公開したという経緯がございます。

また、この裁判の対象になったものは、平成23年から平成24年度12月までの学期ごとの個票ということだったのですが、今、現在25年度、平成26年度についても、情報公開請求がきているという状況が起こっています。

西森委員

本当に事務局が精一杯やってくれただけで、こういう結果だったわけですが、おそらく、最初は、不登校とか、暴力行為の部分の数字を隠していたとしても、次に、そこも含めて公開しなさいといった話になった時に、この判決の流れで言えば、そこを防ぐのはかなり難しかったらうという感じはいたします。

当時、議論に加わらせていただいた者として、やはり懸念したのは、暴力とか、不登校というのは、ある程度、誰が見ても客観的に動かせない数値であろうと思いましたが、いじめというのは、とにかく主観的な数字であって、そういう意味では、数字の意味が違うというか、固定化された整数的な数字ともう少しその幅がある中でとらえてきている数字だという感じがあって、その違いで、裁判所にやはり議論をしていただくということだったと思いますが、裁判所も議論していただいた上での結果で、やはりちょっと覆しにくいという話だと思います。

だから、暴力とか、不登校に関して、今後、公開を伏せた場合に、今度それについて情報公開請求がきた時に請求を拒めるかという、今の段階では、やはり難しいと思います。ただ、今後情報公開請求が、学力テストですとか、いろいろなものに広がっていくのではないかとすることは、懸念もされます。

人権・子ども支援課長

判決文の16ページのところをちょっと見ていただきますと、最後のまとめでは、裁判官の方が付け加えているところがございます、その下から5行目くらいに、「そして、いじめに関する情報はその使用の仕方によって、いじめを受けた児童等の心身の健全な成長や人格の形成に悪影響を与えかねないことや、本件条例4条において、公開された情報は適正に使用しなければならないとされていることからすれば、本件対象文書の公開を受けた者としては、これらの点に留意しなければならないことを付言する。」ということで、公開を受けても使い方を考えて使いなさいということは、裁判官も言ってくれていますし、先ほど少しお話しましたように、一定、教育委員会の懸念ということも、検討はしていただき、理解はされています。けれども本市の条例に照らした場合に、これを公開しないということにはならないという、そういう判決です。

谷委員長

適正に使用しなければならないとは書いています。

松原教育長

だから、適正に使用しなかったら、先ほど私が言ったように、例えばいじめ件数が多い順番に並べて、それが学校が荒れている順番であるということで、これを他に公開されることになってしまうと、やはりその学校に真面目に通っている子どももたくさんおいでになるし、その子どもたちの名誉の問題であったり、先生方の問題であったり、保護者の問題であったりするわけですから、その問題については、公開はできませんということが言えるのではないかと判断を最終的にした

わけですが、裁判所の判決を覆せるだけの証拠がないので、裁判所の言うとおりにせざるを得ないと今回は思いました。

谷委員長

難しい問題で、公開していかないといけないと思いますが、校長会での意見等も踏まえながら、市教委と一体になって、これに対応できるように進めていかなくてはいけないと思います。

他にありませんか。

西森委員

やはり全国で同じことが起きてきていると思います。また、今後も多分、場面を変えて全国で同じことが起きるのではないかと思います

それこそ、先ほどの話ではないですけど、事態、動向を注視して、もし別のところで違う判断が出たとかいう時は、本市では起きなかったことが、別の場所では起きていて、それが証拠として有力であるということになれば、やはりその都度、公開に関しては検討していかれるようになるだろうと思います。

谷委員長

そう思います。

よろしいでしょうか。それでは、次に、「高知市立中学校生徒の問題行動について」ですが、この件は、個人情報に関わる案件のため、秘密会といたします。よろしいでしょうか。

(この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。)

谷委員長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後6時10分

署 名

委員 長 _____

5 番 委 員 _____